

政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成18年3月30日

長野県知事 田中康夫

長野県条例第24号

政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

政務調査費の交付に関する条例(平成13年長野県条例第25号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成15年5月1日から平成18年3月31日」を「平成18年4月1日から平成19年3月31日」に改める。

附則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

総務課

長野県食と農業農村振興の県民条例をここに公布します。

平成18年3月30日

長野県知事 田中康夫

長野県条例第25号

長野県食と農業農村振興の県民条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 食と農業及び農村の振興に関する基本的施策(第9条—第24条)

第1節 食と農業及び農村振興計画(第9条)

第2節 食と農業及び農村の振興に関する施策(第10条—第24条)

第3章 長野県食と農業農村振興審議会(第25条—第31条)

第4章 補則(第32条)

附則

山高く、水清く、凜とした空気の本県は、南北に長い広大な県土と、四季の変化に富んだ自然環境のもと、たゆみない農業者の努力により、全国有数の食の供給県として発展してきた。

また、本県の農業及び農村は、人々の命の源となる食料を生産するとともに、県土の保全、水資源のかん養、日本のふるさとの原風景としての景観の形成、文化の継承、食文化の形成等多様な役割を果たしており、地域に住む人々の生活の場であるとともに、訪れる人に明日への活力とやすらぎを与えてきた。

しかしながら、近年、本県の農業及び農村を取り巻く情勢は、輸入農産物の増加、農畜産物の価格の低迷、環境対策への対応、遊休農地の極端な増加等大きく変化しており、さらには、食の安全の確保、食育の重要性や食文化に対する関心の高まり等新たな農業及び農村の創造に向けての対応が求められている。

こうした中で、本県の豊かな緑への貢献を始めとする農業及び農村の多面的機能に対しての県民の理解をさらに深めるとともに、農業及び農村の再生のために、生産から消費までの各段階で、それぞ

れの役割に応じた適切な取り組みと連携を行うことが必要である。

このような認識に基づき、本県の食と農業及び農村の振興について、広く県民が参加する基本的な姿勢を示すとともに、地域の可能性や実情に即した計画を定め、実効性ある施策を具体化するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、食と農業及び農村の振興に関する施策について、基本理念及びこれに基づく施策の基本となる事項を定め、並びに県、農業者、食品産業等に関する事業者(以下「事業者」という。)等の責務等を明らかにすることにより、食と農業及び農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって食と農業及び農村に対する県民の理解を深めるとともに、環境と調和した本県農業及び農村の持続的発展並びに本県経済の健全な発展を図ることを目的とする。

(基本理念)

第2条 食料は、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることにかんがみ、将来にわたって、安全で安心できる良質な食料が安定的に供給されなければならない。

2 食料の供給は、農業経営の安定化を図りつつ、自給率の向上、農業と食品産業の健全な発展を総合的に図ることを通じ、高度化し、かつ、多様化する県民の需要に即して行われなければならない。

3 県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農畜産物の供給の機能以外の多面にわたる機能(以下「多面的機能」という。)については、県民生活及び県民経済の安定に果たす役割にかんがみ、将来にわたって、適切かつ十分に発揮されなければならない。

4 農業については、その有する食料その他の農畜産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、県内各地域の特性に応じてこれらが効率的に組み合わせられた望ましい農業構造が確立されるとともに、農業の自然循環機能(農業生産活動が自然界における生物を介する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。)が維持増進されることにより、その持続的な発展が図られなければならない。

5 農村については、農業者を含めた地域住民の生活の場で農業が営まれていることにより、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることにかんがみ、農業の有する食料その他の農畜産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備その他の福祉の向上により、その振興が図られなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食と農業及び農村の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、国及び市町村等と連携を図るとともに、農業者及び農業関係団体、事業者、消費者及び消費者団体等と協働するよう努めなければならない。

(農業者及び農業関係団体の役割)

第4条 農業者及び農業関係団体は、自らが安全で安心できる良質な食料の安定的な供給及び農村における地域づくりの主体であることを認識し、基本理念の実現に自ら主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 農業者及び農業関係団体は、農業生産活動に当たっては、自然と共生する農業を目指し、環境保全型農業の実践に努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念を踏まえ、消費者に対する安全で安心できる良質な食料の安定的な供給に努めるとともに、県産農畜産物の利用の推進に努めるものとする。

(消費者及び消費者団体の役割)

第6条 消費者及び消費者団体は、食と農業及び農村の果たす役割に対する理解を深め、健全な食生活の重要性を認識するとともに、県産農畜産物の消費及び利用を推進すること等により、食育及び食文化の発展に積極的な役割を果たすものとする。

(財政上の措置)

第7条 県は、食と農業及び農村の振興を総合的かつ計画的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の実施状況の公表)

第8条 知事は、毎年、県が講じた食と農業及び農村の振興に関する施策の実施状況について、議会に報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

第2章 食と農業及び農村の振興に関する基本的施策

第1節 食と農業農村振興計画

第9条 知事は、食と農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、数値目標等を示し、食と農業農村振興計画(以下「振興計画」という。)を定めなければならない。

2 知事は、振興計画を定めようとするときは、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、長野県食と農業農村振興審議会の意見を聴かなくてはならない。

3 前項の規定は、振興計画の変更について準用する。

第2節 食と農業及び農村の振興に関する施策

(農業経営の安定等)

第10条 県は、農業経営の安定及び多様な発展を図るため、経営所得安定対策・価格対策及び農業金融制度の充実、生産の組織化、情報技術の利用促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(農畜産物の生産及び供給等)

第11条 県は、安全で安心できる良質な農畜産物の生産及び供給を促進するため、農薬、肥料等の適切な使用、食品の表示の適正化その他必要な措置を講ずるとともに、農畜産物の流通及び加工の過程における衛生管理及び品質管理の高度化その他の農畜産物を

利用した商品の流通及び加工の体制の整備に必要な措置を講ずるものとする。

(環境と調和し共生する農業の推進)

第12条 県は、環境と調和し共生する農業の推進を図るため、農業者等が行う有機物資源を活用した土づくりの促進等農業の自然循環機能の維持増進その他必要な措置を講ずるものとする。

(地域の特性を生かした農業の促進)

第13条 県は、立地条件、多様な気象条件等の地域の特性を生かした農業を促進するため、需要に即した農畜産物の生産、品質確保のための技術の普及その他必要な措置を講ずるものとする。

(農村及び中山間地域等の総合的な振興)

第14条 県は、農村及び中山間地域等(山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域をいう。)の総合的な振興を図るため、生活環境の整備による定住の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業生産基盤の整備等)

第15条 県は、農畜産物の安定した生産を図るため、地域資源の保全に配慮しつつ、農業生産基盤の整備、農地の流動化及び集団化の促進等優良農地の確保、遊休農地の活用、有害鳥獣対策その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業技術の向上)

第16条 県は、農業技術の向上を図るため、試験研究体制を整備し、独自品種の研究開発、環境の保全及び農業生産性の向上のための農業技術の開発等を推進し、その成果の普及その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業の担い手の確保等)

第17条 県は、意欲ある農業の多様な担い手の確保及び効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図るため、農業に関する教育及び研修の実施、就農支援、農業経営の法人化及び集落営農等多様な農業経営形態の支援その他必要な措置を講ずるものとする。

(農畜産物の販路の拡大等)

第18条 県は、農畜産物の付加価値の向上及び販路の拡大を図るため、産地銘柄の確立、事業者との連携強化その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業関係団体との連携強化)

第19条 県は、農業の持続的な発展を図るため、農地の利用集積、意欲ある農業の担い手の育成及び確保、農畜産物の生産集荷、販売戦略の展開等に関し、農業関係団体との連携強化その他必要な措置を講ずるものとする。

(消費者団体との連携強化)

第20条 県は、県民が県産農畜産物への理解を深めるとともに、地産地消(県産農畜産物を県内で消費し、又は利用することをいう。)及び旬産旬消(旬の農畜産物を旬の時期に消費することをいう。)を推進するため、消費者団体との連携強化その他必要な措置を講ずるものとする。

(都市と農村との交流の促進)

第21条 県は、活力ある農村の自律を図るため、農業者等の主体的な活動の支援、都市と農村との交流の促進その他必要な措置を講

ずるものとする。

(多面的機能に関する県民理解の促進)

第22条 県は、農業及び農村の有する多面的機能に関する県民の理解を促進するため、その多面的機能に関する情報の提供、学習の機会の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(食育の推進)

第23条 県は、健全な食生活の実現を図るため、家庭、学校、地域社会等において、望ましい食習慣、食の安全、地域の食文化等に係る情報の提供、食農教育に関する人材の育成その他必要な措置を講ずるものとする。

(地産地消の推進)

第24条 県は、地産地消及び旬産旬消を推進し、県民が安全で安心できる良質な県産農畜産物を定期的かつ安定的に購入できるよう、県産農畜産物の生産及び流通体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

第3章 長野県食と農業農村振興審議会

(設置)

第25条 食と農業及び農村の振興に関する重要事項を調査審議するため、長野県食と農業農村振興審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(任務)

第26条 審議会は、次に掲げる事項について、知事の諮問に応じて調査審議するものとする。

- (1) 振興計画の策定に関する事項
- (2) 県が実施する食と農業及び農村の振興に関する施策に関する事項
- (3) その他食と農業及び農村の振興に関する重要事項

(組織)

第27条 審議会は、委員20人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

ただし、地方事務所の管轄区域(地方事務所の所在する市を含み、佐久地方事務所にあつては小諸市、上小地方事務所にあつては東御市、諏訪地方事務所にあつては岡谷市及び茅野市、上伊那地方事務所にあつては駒ヶ根市、松本地方事務所にあつては塩尻市及び安曇野市、長野地方事務所にあつては須坂市及び千曲市、北信地方事務所にあつては飯山市を含む。以下同じ。)ごとに少なくとも1人以上は任命するものとする。

- (1) 農業者の代表者 4人
- (2) 農業協同組合、農業委員会、その他農業関係団体の代表者 3人
- (3) 市町村の代表者 3人
- (4) 県議会議員 2人
- (5) 消費者の代表者 4人
- (6) 食品産業、流通産業等の事業者の代表者 2人
- (7) 食料、農業又は農村に関し優れた識見を有する者 2人

(任期)

第28条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第29条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第30条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、原則として公開とする。

(部会)

第31条 審議会に、地方事務所の管轄区域ごとに部会を置くものとする。

第4章 補則

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
(特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員等の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表第2の2中

「 観光振興審議会の委員及び専門調査員 農業共済保険審査会の委員及び臨時委員 」	を
「 観光振興審議会の委員及び専門調査員 食と農業農村振興審議会の委員 農業共済保険審査会の委員及び臨時委員 」	に改める。

調査課

長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成18年3月30日

長野県知事 田中康夫

長野県条例第26号

長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

長野県学校職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「養護助教諭」の次に「、栄養教諭」を加え、同項第5号中「養護教諭」の次に「、栄養教諭」を加え、同条第3項中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

第8条の見出し中「給料等」を「号俸」に改め、同条第3項を削る。

第11条を次のように改める。

(昇給)

第11条 学校職員の昇給は、人事委員会が定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により学校職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した学校職員の昇給の号俸数を4号俸(教育職給料表(1)の適用を受ける学校職員でその職務の級が6級であるもの、教育職給料表(2)又は教育職給料表(3)の適用を受ける学校職員でその職務の級が3級以上であるもの及びこれらの表以外の各給料表の適用を受ける学校職員でその職務の級がこれらに相当するものとして人事委員会が定める学校職員にあつては、3号俸)とすることを標準として人事委員会が定める基準に従い決定するものとする。

3 満55歳(人事委員会が定める学校職員にあつては、56歳以上の年齢で人事委員会が定めるもの)に達した日以後の最初の3月31日を超えて在職する学校職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号俸(教育職給料表(1)の適用を受ける学校職員でその職務の級が6級であるもの、教育職給料表(2)又は教育職給料表(3)の適用を受ける学校職員でその職務の級が3級以上であるもの及びこれらの表以外の各給料表の適用を受ける学校職員でその職務の級がこれらに相当するものとして人事委員会が定める学校職員にあつては、3号俸)」とあるのは、「2号俸」とする。

4 学校職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

5 学校職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

第11条の2中「(昇給期間の短縮を含む。)」を削る。

第27条中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

第27条の2に次の1項を加える。

3 へき地学校等が地域手当が支給される地域に所在する場合における当該へき地学校等に勤務する学校職員には、地域手当の額の限度において、へき地手当は支給しない。

第28条第2項第2号及び第3項、第29条並びに第30条中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

附則第5項の前の見出しを削り、同項に見出しとして「(長野県以外の地域に勤務する学校職員の地域手当等の特例)」を付し、同項中「学校職員で」の次に「、地域手当」を加え、「単身赴任手当等」を「地域手当等」に改める。

附則第6項を削る。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

2 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1に掲げられている職務の級であった学校職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

(号俸の切替え)

3 切替日の前日において長野県学校職員の給与に関する条例(以下「学校職員給与条例」という。)別表第1から別表第5までの給料表の適用を受けていた学校職員の切替日における号俸(以下「新号俸」という。)は、附則第6項に規定する学校職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号俸(以下「旧号俸」という。)及びその者が旧号俸を受けていた期間(人事委員会の定める学校職員にあつては、人事委員会の定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第2に定める号俸とする。

(切替日の前日における職務の級、号俸等の特例)

4 切替日の前日において、学校職員給与条例別表第4又は別表第5の給料表の適用を受けていた学校職員で、学校職員給与条例第7条第1項の基準をそのまま適用した場合にその者の職務が分類される職務の級より、その者が属していた職務の級が上位である学校職員(切替日において、この条例が施行されなかったものとしたならば、その者が属することとなる職務の級が、当該基準をそのまま適用した場合にその者の職務が分類される職務の級となることとなる学校職員を除く。)については、当該基準をそのまま適用した場合にその者の職務が分類される職務の級を旧級とみなす。

5 前項に規定する学校職員については、次項に規定する学校職員を除き、その者が属していた職務の級への昇格がなかったものとした場

合に得られる号俸及び当該号俸を受けていたものとされる期間を、それぞれ旧号俸及び経過期間とみなす。

(職務の級における最高の号俸を超える給料月額)の切替え)

- 6 切替日の前日において学校職員給与条例別表第1から別表第5までの給料表に定める職務の級における最高の号俸を超える給料月額を受けていた学校職員(第4項に規定する学校職員にあっては、前項に規定する場合に当該給料月額を受けていたこととなる者を含む。)の切替日における号俸は、人事委員会が定める。
(切替日前の異動者の号俸の調整)
- 7 切替日前に職務の級を異にして異動した学校職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる学校職員の新号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(学校職員が受けていた号俸等の基礎)
- 8 附則第2項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する学校職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は給料月額(附則第4項に規定する学校職員にあっては、その者が属していた職務の級への昇格がなかったものとした場合に得られる職務の級及び号俸又は給料月額)は、この条例による改正前の学校職員給与条例、附則第15項の規定による改正前の長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成13年長野県条例第41号)附則第3項及びこれらに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。
(給料の切替えに伴う経過措置)
- 9 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける学校職員で、その者の受ける給料月額が同日において職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例(平成18年長野県条例第 号)による廃止前の職員の給与の特例に関する条例(平成13年長野県条例第39号)第4条第1項の規定の適用がなかったものとした場合に受けるべきであった給料月額に達しないこととなる学校職員(人事委員会の定める学校職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 10 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける学校職員(前項に規定する学校職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される学校職員との権衡上必要があると認められるときは、当該学校職員には、人事委員会の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 11 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった学校職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される学校職員との権衡上必要があると認められるときは、当該学校職員には、人事委員会の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 12 前3項の規定による給料を支給される学校職員に関する学校職員給与条例第16条第2項(学校職員給与条例第16条の2第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、学校職員給与条例第16条第2項中「調整前における給料月額」とあるのは、「調整前における給料月額と長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年長野県条例第 号)附則第9項から附則第11項までの規定による給料の額との合計額」とする。
(平成22年3月31日までの間における学校職員給与条例の適用に関する特例)
- 13 平成22年3月31日までの間における学校職員給与条例第11条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「4号俸」とあるのは「3号俸」と、「3号俸」とあるのは「2号俸」と、同項中「2号俸」とあるのは「1号俸」とする。
(実施規定)
- 14 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。
(長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 15 長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成13年長野県条例第41号)の一部を次のように改正する。
附則第1項中「及び附則第3項の規定」を削る。
附則第3項を削る。
附則第4項中「前項に定めるもののほか、」を削り、同項を附則第3項とする。
(義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部改正)
- 16 義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例(昭和46年長野県条例第58号)の一部を次のように改正する。
第2条第2項中「養護教諭」の次に「、栄養教諭」を加える。
第4条第1号中「第27条中」の次に「地域手当、」を加える。

(別表第1)(第5条関係)

教育職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級 号俵	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	160,300	202,200	263,500	317,000	409,100	592,000
	2	162,300	204,400	266,600	320,500	411,600	
	3	164,300	206,600	269,700	324,000	414,100	
	4	166,300	208,800	272,800	327,500	416,600	
	5	168,200	210,900	275,900	331,100	419,200	
	6	170,700	213,100	278,800	334,600	421,700	
	7	173,200	215,300	281,700	338,100	424,200	
	8	175,700	217,500	284,600	341,600	426,700	
	9	178,200	219,800	287,600	345,200	429,000	
	10	180,900	222,200	290,600	348,500	431,500	
	11	183,600	224,600	293,600	351,800	434,000	
	12	186,300	227,000	296,600	355,100	436,500	
再任用 学校職 員以外 の職員	13	189,000	229,300	299,600	358,400	438,800	
	14	190,900	231,700	302,400	361,000	441,200	
	15	192,800	234,100	305,200	363,600	443,600	
	16	194,700	236,500	308,000	366,200	446,000	
	17	196,700	238,700	310,700	368,900	448,500	
	18	198,500	241,800	313,500	371,200	450,900	
	19	200,300	244,900	316,300	373,500	453,300	
	20	202,100	248,000	319,100	375,800	455,700	
	21	203,900	251,100	321,700	378,000	458,200	
	22	205,800	254,200	324,500	380,100	460,600	
	23	207,700	257,300	327,300	382,200	463,000	
	24	209,600	260,400	330,100	384,300	465,400	
	25	211,600	263,400	332,700	386,300	467,900	
	26	213,700	266,500	335,200	388,200	470,300	
	27	215,800	269,600	337,700	390,100	472,700	
	28	217,900	272,700	340,200	392,000	475,100	
	29	219,900	275,800	342,600	394,000	477,500	
	30	222,200	278,600	344,800	395,800	479,900	
	31	224,500	281,400	347,000	397,600	482,300	
	32	226,800	284,200	349,200	399,400	484,700	
	33	229,200	287,100	351,500	401,300	487,100	
	34	231,100	290,100	353,800	403,100	489,400	
	35	233,000	293,100	356,100	404,900	491,700	
	36	234,900	296,100	358,400	406,700	494,000	
	37	236,800	299,100	360,500	408,300	496,300	
	38	238,900	301,500	362,600	410,000	498,300	
	39	241,000	303,900	364,700	411,700	500,300	
	40	243,100	306,300	366,800	413,400	502,300	

41	245,300	308,600	368,800	415,100	504,400
42	247,300	310,000	370,700	416,800	506,300
43	249,300	311,400	372,600	418,500	508,200
44	251,300	312,800	374,500	420,200	510,100
45	253,200	314,100	376,500	421,700	512,100
46	255,200	315,300	378,300	423,300	514,000
47	257,200	316,500	380,100	424,900	515,900
48	259,200	317,700	381,900	426,500	517,800
49	261,100	318,700	383,800	428,100	519,800
50	262,500	319,800	385,600	429,400	521,700
51	263,900	320,900	387,400	430,700	523,600
52	265,300	322,000	389,200	432,000	525,500
53	266,500	323,200	390,800	433,200	527,500
54	267,800	324,300	392,400	434,300	529,200
55	269,100	325,400	394,000	435,400	530,900
56	270,400	326,500	395,600	436,500	532,600
57	271,800	327,600	397,000	437,700	534,400
58	273,000	328,700	398,500	438,800	535,700
59	274,200	329,800	400,000	439,900	537,000
60	275,400	330,900	401,500	441,000	538,300
61	276,400	332,000	402,900	442,100	539,600
62	277,500	333,100	404,400	443,200	540,600
63	278,600	334,200	405,900	444,300	541,600
64	279,700	335,300	407,400	445,400	542,600
65	280,700	336,300	408,800	446,400	543,400
66	281,800	337,400	410,000	447,400	544,300
67	282,900	338,500	411,200	448,400	545,200
68	284,000	339,600	412,400	449,400	546,100
69	285,000	340,600	413,600	450,500	547,000
70	286,100	341,700	414,600	451,500	547,900
71	287,200	342,800	415,600	452,500	548,800
72	288,300	343,900	416,600	453,500	549,700
73	289,200	344,800	417,600	454,600	550,600
74	290,300	345,800	418,500	455,600	551,500
75	291,400	346,800	419,400	456,600	552,400
76	292,500	347,800	420,300	457,600	553,300
77	293,400	348,900	421,000	458,600	554,200
78	294,400	349,900	421,600	459,300	555,100
79	295,400	350,900	422,200	460,000	556,000
80	296,400	351,900	422,800	460,700	556,900
81	297,500	352,900	423,400	461,500	557,800
82	298,400	353,900	424,000	462,200	
83	299,300	354,900	424,600	462,900	
84	300,200	355,900	425,200	463,600	

85	301,100	356,800	425,700	464,100
86	302,000	357,500	426,300	464,800
87	302,900	358,200	426,900	465,500
88	303,800	358,900	427,500	466,200
89	304,600	359,700	428,000	466,700
90	305,300	360,300	428,600	467,400
91	306,000	360,900	429,200	468,100
92	306,700	361,500	429,800	468,800
93	307,400	362,100	430,200	469,300
94	308,000	362,600	430,700	470,000
95	308,600	363,100	431,200	470,700
96	309,200	363,600	431,700	471,400
97	309,900	364,200	432,300	471,900
98	310,500	364,700	432,800	472,600
99	311,100	365,200	433,300	473,300
100	311,700	365,700	433,800	474,000
101	312,300	366,300	434,400	474,500
102	312,800	366,800	434,900	
103	313,300	367,300	435,400	
104	313,800	367,800	435,900	
105	314,300	368,400	436,500	
106	314,700	368,900	437,000	
107	315,100	369,400	437,500	
108	315,500	369,900	438,000	
109	315,900	370,500	438,600	
110	316,300	371,000	439,100	
111	316,700	371,500	439,600	
112	317,100	372,000	440,100	
113	317,400	372,600	440,700	
114	317,800	373,100	441,200	
115	318,200	373,600	441,700	
116	318,600	374,100	442,200	
117	318,900	374,600	442,800	
118	319,300	375,100		
119	319,700	375,600		
120	320,100	376,100		
121	320,400	376,600		
122	320,800	377,100		
123	321,200	377,600		
124	321,600	378,100		
125	321,800	378,600		
126	322,200	379,100		
127	322,600	379,600		
128	323,000	380,100		

	130	323,600	381,100				
	131	324,000	381,600				
	132	324,400	382,100				
	133	324,600	382,600				
	134	325,000	383,100				
	135	325,400	383,600				
	136	325,800	384,100				
	137	326,000	384,600				
	138	326,300	385,100				
	139	326,600	385,600				
	140	326,900	386,100				
	141	327,300	386,600				
	142	327,600					
	143	327,900					
	144	328,200					
	145	328,600					
	146	328,900					
	147	329,200					
	148	329,500					
	149	329,900					
	150	330,200					
	151	330,500					
	152	330,800					
	153	331,200					
	154	331,500					
	155	331,800					
	156	332,100					
	157	332,500					
再任用学 校職員		238,800	287,200	299,500	322,500	409,100	547,400

(別表第2)(第5条関係)

教育職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号俵	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	147,000	190,500	331,500	424,900
	2	148,500	192,200	333,800	426,800
	3	150,000	193,900	336,100	428,700
	4	151,500	195,600	338,400	430,600
	5	153,100	197,400	340,700	432,500
	6	154,900	199,100	343,000	434,400
	7	156,700	200,800	345,300	436,300
	8	158,500	202,500	347,600	438,200
	9	160,300	204,300	349,800	440,000
	10	162,300	206,200	352,000	441,900
	11	164,300	208,100	354,200	443,800
	12	166,300	210,000	356,400	445,700
再任用 学校職 員以外 の職員	13	168,200	211,700	358,600	447,500
	14	170,400	213,700	360,700	449,400
	15	172,600	215,700	362,800	451,300
	16	174,800	217,700	364,900	453,200
	17	177,100	219,600	366,900	455,000
	18	179,600	222,300	368,900	456,900
	19	182,100	225,000	370,900	458,800
	20	184,600	227,700	372,900	460,700
	21	187,100	230,500	375,000	462,500
	22	188,800	233,400	377,000	464,400
	23	190,500	236,300	379,000	466,300
	24	192,200	239,200	381,000	468,200
	25	193,700	242,000	382,900	470,000
	26	195,400	244,900	384,900	471,700
	27	197,100	247,800	386,900	473,400
	28	198,800	250,700	388,900	475,100
	29	200,300	253,600	390,800	476,900
	30	202,000	256,300	392,800	478,600
	31	203,700	259,000	394,800	480,300
	32	205,400	261,700	396,800	482,000
	33	207,000	264,400	398,700	483,700
	34	208,800	267,100	400,500	484,700
	35	210,600	269,800	402,300	485,700
	36	212,400	272,500	404,100	486,700
	37	214,100	275,200	405,700	487,800
	38	215,900	277,900	407,300	
	39	217,700	280,600	408,900	
	40	219,500	283,300	410,500	

41	221,400	285,900	412,200
42	223,200	288,600	413,800
43	225,000	291,300	415,400
44	226,800	294,000	417,000
45	228,700	296,500	418,700
46	230,500	299,200	420,300
47	232,300	301,900	421,900
48	234,100	304,600	423,500
49	235,800	307,100	425,200
50	237,600	309,600	426,800
51	239,400	312,100	428,400
52	241,200	314,600	430,000
53	242,900	317,000	431,700
54	244,700	319,200	433,300
55	246,500	321,400	434,900
56	248,300	323,600	436,500
57	250,000	325,900	438,200
58	251,700	328,100	439,800
59	253,400	330,300	441,400
60	255,100	332,500	443,000
61	256,800	334,700	444,700
62	258,500	336,900	446,300
63	260,200	339,100	447,900
64	261,900	341,300	449,500
65	263,600	343,500	451,200
66	265,300	345,700	452,800
67	267,000	347,900	454,400
68	268,700	350,100	456,000
69	270,200	352,100	457,600
70	271,700	354,200	459,200
71	273,200	356,300	460,800
72	274,700	358,400	462,400
73	276,000	360,400	463,900
74	277,400	362,400	464,900
75	278,800	364,400	465,900
76	280,200	366,400	466,900
77	281,600	368,400	467,700
78	282,800	370,100	
79	284,000	371,800	
80	285,200	373,500	
81	286,500	375,200	
82	287,700	376,700	
83	288,900	378,200	
84	290,100	379,700	

85	291,400	381,200
86	292,600	382,700
87	293,800	384,200
88	295,000	385,700
89	296,200	387,200
90	297,400	388,600
91	298,600	390,000
92	299,800	391,400
93	300,800	392,900
94	302,000	394,200
95	303,200	395,500
96	304,400	396,800
97	305,400	398,200
98	306,500	399,300
99	307,600	400,400
100	308,700	401,500
101	309,600	402,600
102	310,700	403,700
103	311,800	404,800
104	312,900	405,900
105	313,800	406,800
106	314,700	407,800
107	315,600	408,800
108	316,500	409,800
109	317,500	410,700
110	318,100	411,600
111	318,700	412,500
112	319,300	413,400
113	320,000	414,100
114	320,500	414,900
115	321,000	415,700
116	321,500	416,500
117	322,100	417,300
118	322,600	418,100
119	323,100	418,900
120	323,600	419,700
121	324,200	420,500
122	324,700	421,000
123	325,200	421,500
124	325,700	422,000
125	326,300	422,400
126	326,700	422,900
127	327,100	423,400
128	327,500	423,900

	129	327,800	424,300		
	130	328,200	424,800		
	131	328,600	425,300		
	132	329,000	425,800		
	133	329,200	426,200		
	134	329,500	426,700		
	135	329,800	427,200		
	136	330,100	427,700		
	137	330,500	428,100		
	138	330,800			
	139	331,100			
	140	331,400			
	141	331,700			
	142	332,000			
	143	332,300			
	144	332,600			
	145	332,900			
	146	333,200			
	147	333,500			
	148	333,800			
	149	334,000			
	150	334,300			
	151	334,600			
	152	334,900			
	153	335,100			
再任用学 校職員		235,300	279,400	338,200	424,900

(備考) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が3級であるものの給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

(別表第3)(第5条関係)

教育職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級 号俵	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	147,000	162,400	286,100	414,500
	2	148,500	164,500	289,200	416,100
	3	150,000	166,600	292,300	417,700
	4	151,500	168,700	295,400	419,300
	5	153,100	170,700	298,400	421,000
	6	154,900	172,900	301,500	422,600
	7	156,700	175,100	304,600	424,200
	8	158,500	177,300	307,700	425,800
	9	160,300	179,600	310,700	427,300
	10	162,300	182,300	313,600	428,700
	11	164,300	185,000	316,500	430,100
	12	166,300	187,700	319,400	431,500
再任用 学校職 員以外 の職員	13	168,200	190,500	322,300	432,900
	14	170,400	192,200	324,600	434,300
	15	172,600	193,900	326,900	435,700
	16	174,800	195,600	329,200	437,100
	17	177,100	197,400	331,500	438,400
	18	179,600	199,100	333,800	439,800
	19	182,100	200,800	336,100	441,200
	20	184,600	202,500	338,400	442,600
	21	187,100	204,300	340,700	443,900
	22	188,800	206,200	343,000	445,300
	23	190,500	208,100	345,300	446,700
	24	192,200	210,000	347,600	448,100
	25	193,700	211,700	349,800	449,400
	26	195,300	213,700	351,700	450,700
	27	196,900	215,700	353,600	452,000
	28	198,500	217,700	355,500	453,300
	29	200,200	219,600	357,400	454,600
	30	201,900	222,300	359,300	455,800
	31	203,600	225,000	361,200	457,000
	32	205,300	227,700	363,100	458,200
	33	206,800	230,500	364,900	459,400
	34	208,500	233,400	366,700	460,300
	35	210,200	236,300	368,500	461,200
	36	211,900	239,200	370,300	462,100
	37	213,500	242,000	372,200	463,000
	38	215,200	244,900	373,800	
	39	216,900	247,800	375,400	
	40	218,600	250,700	377,000	

41	220,400	253,600	378,700
42	222,200	256,300	380,300
43	224,000	259,000	381,900
44	225,800	261,700	383,500
45	227,700	264,400	385,100
46	229,500	267,100	386,700
47	231,300	269,800	388,300
48	233,100	272,500	389,900
49	234,900	275,200	391,400
50	236,700	277,900	392,900
51	238,500	280,600	394,400
52	240,300	283,300	395,900
53	241,900	285,900	397,500
54	243,700	288,600	398,900
55	245,500	291,300	400,300
56	247,300	294,000	401,700
57	249,000	296,500	403,200
58	250,600	299,200	404,600
59	252,200	301,900	406,000
60	253,800	304,600	407,400
61	255,500	307,100	408,700
62	257,100	309,600	410,100
63	258,700	312,100	411,500
64	260,300	314,600	412,900
65	261,800	317,000	414,100
66	263,400	319,200	415,300
67	265,000	321,400	416,500
68	266,600	323,600	417,700
69	268,300	325,900	418,800
70	269,800	328,100	420,000
71	271,300	330,300	421,200
72	272,800	332,500	422,400
73	274,100	334,700	423,400
74	275,400	336,900	424,200
75	276,700	339,100	425,000
76	278,000	341,300	425,800
77	279,400	343,300	426,700
78	280,600	345,200	427,500
79	281,800	347,100	428,300
80	283,000	349,000	429,100
81	284,300	350,800	429,900
82	285,500	352,600	430,600
83	286,700	354,400	431,300
84	287,900	356,200	432,000

85	289,000	357,900	432,700
86	290,000	359,600	433,400
87	291,000	361,300	434,100
88	292,000	363,000	434,800
89	293,100	364,700	435,500
90	294,000	366,100	436,200
91	294,900	367,500	436,900
92	295,800	368,900	437,600
93	296,500	370,400	438,100
94	297,300	371,700	
95	298,100	373,000	
96	298,900	374,300	
97	299,800	375,700	
98	300,600	376,800	
99	301,400	377,900	
100	302,200	379,000	
101	303,100	380,200	
102	303,600	381,300	
103	304,100	382,400	
104	304,600	383,500	
105	305,100	384,500	
106	305,500	385,500	
107	305,900	386,500	
108	306,300	387,500	
109	306,500	388,400	
110	306,900	389,400	
111	307,300	390,400	
112	307,700	391,400	
113	307,900	392,200	
114	308,200	393,100	
115	308,500	394,000	
116	308,800	394,900	
117	309,100	395,900	
118	309,400	396,700	
119	309,700	397,500	
120	310,000	398,300	
121	310,200	399,100	
122	310,500	399,900	
123	310,800	400,700	
124	311,100	401,500	
125	311,300	402,200	
126		402,900	
127		403,600	
128		404,300	

	129		405,100		
	130		405,800		
	131		406,500		
	132		407,200		
	133		407,700		
	134		408,300		
	135		408,900		
	136		409,500		
	137		409,900		
	138		410,500		
	139		411,100		
	140		411,700		
	141		412,100		
	142		412,700		
	143		413,300		
	144		413,900		
	145		414,300		
	146		414,900		
	147		415,500		
	148		416,100		
	149		416,500		
再任用学 校職員		226,400	276,000	331,300	414,600

(備考) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が3級であるものの給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

(別表第4)(第5条関係)

学校栄養職給料表

職員の 区分	職務 の級 号俵	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	138,600	176,100	211,800	240,400	280,200
	2	140,000	177,700	213,400	242,100	282,400
	3	141,400	179,300	215,000	243,800	284,600
	4	142,800	180,900	216,600	245,500	286,800
	5	144,000	182,400	218,200	247,200	289,000
	6	145,700	184,000	219,900	248,900	291,200
	7	147,400	185,600	221,600	250,600	293,400
	8	149,100	187,200	223,300	252,300	295,600
	9	150,800	188,800	225,000	254,000	297,700
	10	152,500	190,500	226,800	255,700	299,900
	11	154,200	192,200	228,600	257,400	302,100
	12	155,900	193,900	230,400	259,100	304,300
再任用 学校職 員以外 の職員	13	157,400	195,500	232,300	260,800	306,600
	14	159,300	197,100	234,000	262,700	308,700
	15	161,200	198,700	235,700	264,600	310,800
	16	163,100	200,300	237,400	266,500	312,900
	17	165,000	201,900	239,200	268,200	315,100
	18	166,900	203,600	240,900	270,100	317,200
	19	168,800	205,300	242,600	272,000	319,300
	20	170,700	207,000	244,300	273,900	321,400
	21	172,600	208,500	246,000	275,700	323,600
	22	174,100	210,100	247,700	277,600	325,600
	23	175,600	211,700	249,400	279,500	327,600
	24	177,100	213,300	251,100	281,400	329,600
	25	178,700	214,900	252,800	283,400	331,700
	26	180,200	216,600	254,500	285,300	333,700
	27	181,700	218,300	256,200	287,200	335,700
	28	183,200	220,000	257,900	289,100	337,700
	29	184,800	221,700	259,600	291,100	339,700
	30	186,100	223,500	261,400	293,000	341,600
	31	187,400	225,300	263,200	294,900	343,500
	32	188,700	227,100	265,000	296,800	345,400
	33	190,100	229,000	266,600	298,600	347,200
	34	191,500	230,700	268,400	300,400	349,100
	35	192,900	232,400	270,200	302,200	351,000
	36	194,300	234,100	272,000	304,000	352,900
	37	195,500	235,900	273,700	305,700	354,700
	38	196,800	237,600	275,400	307,400	356,400
	39	198,100	239,300	277,100	309,100	358,100
	40	199,400	241,000	278,800	310,800	359,800

41	200,600	242,600	280,500	312,600	361,400
42	201,800	244,200	282,200	314,300	362,700
43	203,000	245,800	283,900	316,000	364,000
44	204,200	247,400	285,600	317,700	365,300
45	205,500	249,000	287,300	319,200	366,600
46	206,700	250,600	289,000	320,800	367,800
47	207,900	252,200	290,700	322,400	369,000
48	209,100	253,800	292,400	324,000	370,200
49	210,300	255,400	293,900	325,500	371,400
50	211,400	256,800	295,500	326,800	372,400
51	212,500	258,200	297,100	328,100	373,400
52	213,600	259,600	298,700	329,400	374,400
53	214,700	260,900	300,100	330,500	375,200
54	215,800	262,300	301,600	331,600	376,100
55	216,900	263,700	303,100	332,700	377,000
56	218,000	265,100	304,600	333,800	377,900
57	219,100	266,300	306,200	334,700	378,700
58	220,100	267,600	307,600	335,700	379,500
59	221,100	268,900	309,000	336,700	380,300
60	222,100	270,200	310,400	337,700	381,100
61	223,200	271,300	311,700	338,500	381,700
62	224,300	272,600	313,000	339,200	382,400
63	225,400	273,900	314,300	339,900	383,100
64	226,500	275,200	315,600	340,600	383,800
65	227,400	276,400	317,000	341,300	384,400
66	228,300	277,500	317,800	342,000	385,100
67	229,200	278,600	318,600	342,700	385,800
68	230,100	279,700	319,400	343,400	386,500
69	230,800	280,800	320,300	344,100	387,000
70	231,500	281,900	321,100	344,700	387,600
71	232,200	283,000	321,900	345,300	388,200
72	232,900	284,100	322,700	345,900	388,800
73	233,700	285,200	323,500	346,400	389,500
74	234,500	286,000	324,100	347,000	390,100
75	235,300	286,800	324,700	347,600	390,700
76	236,100	287,600	325,300	348,200	391,300
77	236,700	288,400	326,000	348,700	392,000
78	237,300	289,000	326,500	349,200	392,600
79	237,900	289,600	327,000	349,700	393,200
80	238,500	290,200	327,500	350,200	393,800
81	239,000	290,900	328,100	350,600	394,500
82	239,400	291,400	328,600	351,000	395,100
83	239,800	291,900	329,100	351,400	395,700
84	240,200	292,400	329,600	351,800	396,300

	85	240,700	292,800	330,200	352,300	397,000
	86		293,100	330,600	352,700	
	87		293,400	331,000	353,100	
	88		293,700	331,400	353,500	
	89		294,100	331,900	354,000	
	90		294,400	332,300	354,400	
	91		294,700	332,700	354,800	
	92		295,000	333,100	355,200	
	93		295,400	333,600	355,700	
	94		295,700	334,000	356,100	
	95		296,000	334,400	356,500	
	96		296,300	334,800	356,900	
	97		296,700	335,000	357,400	
	98		297,000	335,400	357,800	
	99		297,300	335,800	358,200	
	100		297,600	336,200	358,600	
	101		298,000	336,400	359,100	
	102		298,300	336,800	359,500	
	103		298,600	337,200	359,900	
	104		298,900	337,600	360,300	
	105		299,200	337,800	360,800	
	106			338,200		
	107			338,600		
	108			339,000		
	109			339,200		
	110			339,600		
	111			340,000		
	112			340,400		
	113			340,600		
再任用学 校職員		187,800	214,800	247,200	260,800	287,300